

講演： 地球物理学と日弁連での活動 笠原一浩（弁護士）H10/②

〒914-0041 福井県敦賀市布田町 84-1-18 みどり法律事務所

TEL 0770-21-0252 FAX 0770-21-0253

<http://www.law-midori.com/>(事務所 HP)

<http://www.greens.gr.jp/>（「みどりの未来」HP）

第1 地球物理学専攻の学生から弁護士を志望した経緯

1 学生時代

平成6年4月、高校時代から環境問題に関心があったことから地球について勉強しようと思い、京都大学理学部に入学しました。

大学3、4年のときは、海洋物理学研究室に所属しました。卒業研究のテーマは「船舶観測データとSAR画像を用いた紀伊水道フロントの検出」です。

2 名古屋時代（司法試験受験時代）

（1）勉強を始めた経緯

平成10年4月、名古屋市の福祉NPO「わっぱの会」に就職しました。同会は、障害を持った人とそうでない人の共生を基本理念としています。また同会が他のNPOと連携して、障害を持った人の権利を確立するための活動も積極的に行っています。そこで私もそうした活動の重要性を認識するとともに、会の活動に触発されて「環境破壊を防ぐための立法の必要性」についても実感しました。

そこで平成11年、司法試験の勉強を開始しました。平成14年1月に退職して勉強に専念し、平成14年11月に3度目の挑戦で司法試験に合格しました。

（2）学習方法、受験制度

全国の主要都市には司法試験など資格試験の予備校があるため、私はそのうちの「早稲田セミナー名古屋校」に通いました。

ア 司法試験の受験制度（私が受験したとき）

5月に択一試験（憲法、民法、刑法）、倍率は概ね5～6倍

合格したら、7月に論文試験（憲法、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法）、倍率は概ね5～6倍

合格したら、10月に口述試験（憲法、民事系、刑事系）

イ 司法試験の受験制度（現在）

平成18年から司法試験の受験制度が変更されました（新司法試験）。

新司法試験を受験するためには、法科大学院課程を修了することが必須条件です。短答式試験と論文式試験があることは従来と同様ですが、両試験は同一の機会に行われ、1日目：短答式試験、2日目：民事系科目、3日目：選択科目及び刑事系科目、4日目：公法系科目（憲法、行政法）の日程となります。

3 司法修習生時代

司法試験に合格した後は、司法修習生になって弁護士、裁判官、又は検察官になるための研修を受け、法曹三者のいずれになるかは司法修習の期間に決めることができます。平成10年までは修習期間は2年でしたが、次第に短縮され、私の修習時代は1年半、現在は1年間（最初の10ヶ月が全国の裁判所等、最後の2ヶ月が司法研修所での修習）となっています。

私は平成16年10月に司法修習を終了し、福井弁護士会に登録しました。最初の2年間は福井市内の法律事務所に勤務し、平成18年10月に福井県敦賀市内で独立して「みどり法律事務所」を開設しました。普段の業務は借金の整理、刑事弁護、離婚・相続などが中心ですが、最近になって日照権侵害や廃棄物不法投棄などの案件も増えてきました。

第2 日弁連での活動と地球物理学の関連

1 日弁連(及び福井弁護士会)の各種委員会

弁護士法第一条（弁護士の使命）は、次のように規定しています。

1項 弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする。

2項 弁護士は、前項の使命に基き、誠実にその職務を行い、社会秩序の維持及び法律制度の改善に努力しなければならない。

そこで日本弁護士連合会（以下「日弁連」）は、各種委員会を設けて、人権擁護に関する様々な活動、（公害・環境問題への取り組み含む）を行っています。

このうち、公害対策・環境保全委員会（以下「公害環境委員会」）は、昭和44（1969）年4月に、人権擁護の観点から、公害の予防、排除並びに被害者の救済等の公害対策と環境保全に関する研究・調査をするために設置されました。福井弁護士会など、全国各地の弁護士会にも、公害環境委員会など、人権擁護や司法制度改善に関する各種委員会が設けられています。

2 公害環境委員会における活動内容

平成18年10月、釧路市で開かれた第49回人権擁護大会において、生物多

様性に関するシンポジウムが開かれ、私もシンポジウムの実行委員となりました。同大会ではシンポジウムを踏まえ、「野生生物との共生のための生物多様性保全法の制定を求める決議」が採択されました。決議の概要は以下のとおりです。

地球上では多様な生物種が大気・水・土壌といった環境に適応しながら森林、湖沼、湿地などの生態系を形成してきた。生物多様性が維持されることは人類の生存にとって不可欠の基盤であり、われわれ人類はこの生物多様性から多くの恩恵を受け、その織りなす風景に親しみ、文化を築いてきた。しかし、人類の諸活動の拡大は環境を改変し、多くの種を絶滅に追いやり、生物多様性の危機を招いている。加えて、里地里山などの二次的自然は、農業の近代化等による農村環境の改変や管理の不足から荒廃し、かつては身近だった生き物も絶滅を危惧されている。また、国内の都市部はもとより山岳域にまで外来種が勢力を拡大し、健全な生態系が攪乱されている。さらに、土地の改変や暖冬化などで、シカなどの野生動物が固有の生息域を追われ、個体数が増加した結果、一部の地域では食害によって森林の多様な植生が喪失している。これらの問題は保護種・保護区の指定だけでは解決しえない問題である。

ところが、既存の自然保護法制は、生物多様性の保全自体を目的とせず、しかも対象地域、適用対象が限定されているため、これによっては様々な形をとって現れる生物多様性の危機を回避し、健全な生態系を持続させることは困難である。また、河川法、森林法なども、生物多様性に対する配慮に欠けており、開発行為による生態系破壊に対する歯止めにはなっていない。さらにこれらの法制度は所管官庁を異にし、省庁ごとに別個の計画に基づいて執行されるため、森林、河川、農地など、それぞれが互いに関連しあいながら形成されている生態系を保全する上で支障を来している。

野生生物との共生を図り、生物多様性を守らなければならない。これらによりもたらされる恵沢を享受することは現在及び将来のすべての人の権利であり、これを後世の人々が末永く享受できるように保障していくことは国家の厳粛な責務でもある。よって、当連合会は、国に対し、次の内容を持った生物多様性保全法（仮称）の制定を求める。

1. 生物多様性の保全を国の政策において最も優先されるべき課題の一つとし、あらゆる施策において生物多様性の保全が配慮されること
 2. 生物多様性の保全を実効的に行うための基本原則として、予防原則、ミティゲーション、及び順応的管理を定めること
 3. 生物多様性の保全のための数値目標等を定める国家生物多様性保全計画を策定するとともに、都道府県においては地域生物多様性保全管理計画を策定すること
 4. 地域生物多様性保全管理計画においては、関係行政機関の連携を徹底させるとともに、計画の発案と策定、実施、モニタリングの各段階で住民参加を推進すること
- 以上のとおり決議する。

また平成21年11月、和歌山市で開催された第52回人権大会において開かれ、同シンポジウムでは事務局次長を務めました。同大会ではシンポジウムを踏まえ、「地球温暖化の危険から将来世代を守る宣言」が採択されました。決議の概要は以下のとおりです。

私たちは、今、地球温暖化による気候の異変、生物多様性の喪失、生命・健康への危険など、地球規模の深刻かつ重大な危機に直面している。地球温暖化による被害は、現在及び将来世代の人権問題である。

I P C C（気候変動に関する政府間パネル）は、気温の上昇を産業革命の前から2℃程度にとどめ、地球温暖化が気候系や生態系に及ぼす影響を最小化するために、先進国全体で二酸化炭素など温室効果ガスの排出を、1990年の水準から2020年までに25%～40%、2050年までに80%以上削減することが必要と警告している。その実現のためには、私たちは、化石燃料に依存した大量生産・大量消費・大量廃棄の20世紀型文明から脱却して、持続可能な低炭素経済を基盤とする新たな時代を構築していかなければならない。すでに欧米諸国では、低炭素経済への移行への統合的な法制度を整え、あるいはその途上にある。世界は、文明史的転換へと、大きく動き出している。

ところが、日本は、1990年比6%削減を約束した京都議定書批准後も、排出削減を各主体の自主的取組に委ね、原子力発電に依存したエネルギー政策を推進し、2007年には1990年比で9%も排出を増加させてきた。私たちは、今、科学的知見に基づき、温室効果ガスを2050年までに1990年比80%まで直線的に削減することを目標とする中長期の排出削減目標を設定し、排出削減に実効性のある政策を導入して持続可能な低炭素経済の構築に踏み出し、これを将来世代に引き継いでいかなければならない。

2009年9月の政権交代を機に、新政権は2020年までに1990年比25%削減という中期目標を表明し、国内排出量取引制度などを含む地球温暖化対策の基本法の早期制定を打ち出すなど、日本の温暖化対策は大きな転換点を迎えている。当連合会は、このような動きを歓迎し、科学的知見に基づく目標達成のため、以下のような実効性のある法制度の整備を求め、これを国民各層と連携して実現するとともに、自らも排出削減に取り組むことを宣言する。

1. 再生可能エネルギーを2020年に一次エネルギーの20%まで拡大する目標を法定し、速やかにすべての再生可能エネルギーについての固定価格買取制度を導入する。石炭火力発電所及び原子力発電所の新增設は認めない。既存の原子力発電所は段階的に停止する。
2. 炭素税や大規模排出事業所（者）に排出上限枠を設定して行う国内排出量取引制度など、炭素に価格付けをする政策を速やかに実効性ある制度として具体化し、導入する。
3. 自動車依存からの脱却、持続可能なまちづくりや森林管理など、地球温暖化にかかるあらゆる政策を統合的に実施する。
4. 国のエネルギー・経済政策と温暖化対策の政策を統合的に企画推進する行政組織体制を構築し、自治体の地球温暖化対策に関する権限と財源を一層拡大する。
5. 市民が、十分な情報を与えられ、自らの安全な将来社会の選択にその意見を反映できるよう、多様な市民参加の制度を導入する。

以上のとおり宣言する。

以 上